

子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会 WG（第6回）意見書

2022年11月26日 藤林武史

1 本意見書の目的

資料3における、「第2回第3回WGからの主な変更点」に対する意見、および、「具体的な科目名や到達目標、想定される教育内容の例示及び時間数について、どのように考えるか」「具体的な科目名や到達目標、想定される教育内容の例示及び時間数について、どのように考えるか」について、意見を述べるものです。

2 「第2回第3回WGからの主な変更点」に対する意見

- 演習の重要性については本WGでも多く意見が出されました。また、受講対象者が全て現任者であることから、単に講義を座学で学ぶだけでなく、その科目の内容の理解を深めるためには、科目と演習を組み合わせることを基本とするように意見を述べてきました。また、法定研修である児童福祉司任用前講習会は「講義を中心とし、演習と一体的に実施する」、児童福祉司任用後研修は、「演習を中心とし、講義と一体的に実施する」と厚労省の通知文（子発 0331 第 5 号）で規定しています。つまり、これまでの児童福祉領域における研修のあり方として、講義と演習を独立させず一体的に実施してきた流れがあります。その意味においても、「各科目の内容について、講義及び演習により構成することを基本」したことには強く賛同します。
- 前回の資料は、専門性の柱と科目の対応がわかりづらかったのに対し、今回は、順番に並べられており、この点は評価できます。ただ、「専門性の柱（1～3）毎に提示した時間数について変更を加え」ており、過去のWGでは、「20, 40, 40」としていたものが、「15, 42, 37.5」に配分され、合計時間も94.5時間と100時間に到達していません。私は、100時間でも足りないと思っていただけですが、5.5時間も減らすことには賛成できかねます。ここまで合意してきた100時間に達するように、5.5時間を適切に配分すべきです。
- 「他の研修において特定の科目を履修した者については、一部の科目の受講を免除」という案が提案されています。具体的な時間数は社会福祉士で4.5時間、精神保健福祉士で3時間、児童福祉司任用前研修修了者で6時間、と100時間の全体からすると、数%では、ありますが、科目免除を本WGとして認めるかどうかは、非常に大きな問題です。参考資料1にあるように、「社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する者や、子ども家庭福祉分野の相談援助の実務経験を有する実務者が、100時間程度の子ど

も家庭福祉分野に関する研修及びソーシャルワークに関する研修等を経て取得する」「児童福祉司について言えば、児童福祉司任用後研修と児童福祉司スーパーバイザー研修の中間程度」という前提で、本 WG が進めて来ました。また、本 WG において私が提出してきた意見書において、本研修課程の 100 時間は、従来の社会福祉士・精神保健福祉士養成や児童福祉司任用前・後研修、要対協調整職員研修とは重複しない内容であるべきことを再三主張してきましたし、それに対する異論はありませんでした。その観点からは、「従来の養成教育や研修と同じ内容のものを講義演習をするので、免除する」のではなく、「子ども家庭ソーシャルワークの専門性を高めるために、同じ科目名であっても従来の養成教育や研修以上の講義演習をする」のが本来のあるべき姿です。

- 同様のことは、「『1. 専門的知識や技術を取り入れ、実践から学び、専門性を高め続けることの重要性を理解する』、『1. スーパービジョンの授受の意義を理解し、常に自らの実践を批判的に振り返る姿勢を身に着け、自身を理解し、より良い支援の手立てを見出していく』、『2. 相談支援等に求められる、地域福祉の基本的な考え方や展開、動向を理解する。』といった部分については、ソーシャルワークに係る研修において盛り込むことを想定」としてはありますが、本来は、子ども家庭ソーシャルワーカーに応じた内容として、ルートに関係なく共通の科目として講義・演習を行うべきと考えます。

3 具体的な科目名や到達目標、想定される教育内容の例示及び時間数

- 今までの WG では、科目名、時間配分、講義・演習の配分に議論が集中してきており、到達目標や想定される研修内容の例示までは議論されずに来ています。
- そこで、本意見書としては、前述した「従来の養成教育や研修以上」の講義演習内容となることを念頭に、主として研修内容の例示の修正文を記載します。ただ、短い期間での検討なので、まだまだ改善の余地はあると思いますし、本来は、到達目標や研修内容の例示については、十分な時間をとって議論をするべきです。

| 科目名 (講義 33・演習 61.5) | 時間 (上段：講義、下段：演習) | 専門性に係る WG 資料中「主な柱だて」との対応関係 | 到達目標 | 想定される研修内容の例示 |
|------------------------------|------------------|--|--|--|
| 【講義】 | | | | |
| 1. 子どもの権利擁護 | 1.5 7.5 | 1. ○ 子どもの最善の利益を考慮して、子どもの福祉の推進に貢献する。 | ①子どもの権利の考え方について理解する ②子どもの権利に関する経緯について理解する ③子どもの権利条約や国内法について理解する ④子どもの意見表明権とアドボカシー（意見表明支援）について理解する | ①子どもの権利の考え方 ②子どもの権利に関する経緯・歴史 ③子どもの権利条約 ④国連「児童の代替的養護に関する指針」 ⑤子どもの権利に関する国内法（児童福祉法） ⑥子どもの意見表明権とアドボカシー（意見表明支援） ⑦ 出自を知る権利 ⑧ 子どもの権利侵害 |
| 2. こども家庭福祉分野のソーシャルワークの専門職の役割 | 1.5 7.5 | 1. ○ ソーシャルワークの基本的理念や、ソーシャルワークの専門職の役割を十分に認識する。 | ① 子ども家庭福祉のソーシャルワークの専門職の役割を理解する。 ② 子ども家庭福祉における倫理 ③ 子ども家庭ソーシャルワークの価値について | ① 子ども家庭福祉のソーシャルワークの専門職の役割 ② 子ども家庭福祉における倫理的配慮 ③ 調査権限と個人情報の取り扱い ④子ども・保護者に向き合う姿勢（ストレングス視点、エンパワメント、ポジショニング） |

| | | | | |
|-----------------------------------|--------|--|---|--|
| | | | | ⑤ 子ども家庭ソーシャルワークにおけるスーパービジョンの意味 |
| 3. 子ども家庭福祉ー1 (子ども家庭をとりまく環境と支援) | 3 3 | 2. ○ 子どもの養育環境、地域や国籍等の文化的背景等により、発達の過程が多様であることを理解する。 ○ 保護者・妊産婦やその家庭を支援するに当たっては、その多様なあり方や、社会的背景、地域の特性、家族内の相互作用を理解する。 ○ 悪影響からの回復と健全な育ちを促すための切れ目ない支援につなげる。 ○ 地域の見守り、アウトリーチ等による虐待予防に資する支援、一時保護施設や里親、児童養護施設等の社会的養護の枠組み、当事者(要支援者)の視点に立った権利擁護の意義について理 | ①子ども・家庭の定義と権利について理解する ② 子どもの生活実態とこれを取り巻く社会環境について理解する ③ 子ども家庭福祉の歴史について理解する ④ 子どもに対する支援における関係機関と専門職の役割について理解する | ①子どもの成長・発達と多様性 ②生育環境とその影響(児童期逆境体験 ACES) ③外国にルーツを持つ子どもの現状と課題 ④要介護者・要支援者のいる家庭と子どもへの影響・ヤングケアラー ⑤子どもと環境の相互作用、児童期のポジティブな体験 PCES |

| | | | | |
|------------------------------|----------|--|---|---|
| | | <p>解し、アセスメントや支援につなげる。</p> <p>○ 相談支援等に求められる、障害福祉等といった関連する領域の法的知識や施策、社会的課題を理解する。</p> | | |
| 4 子ども家庭福祉—2 (保護者や家族の理解) | 1.5 3 | <p>2.</p> <p>○ 保護者・妊産婦やその家庭を支援するに当たっては、その多様なあり方や、社会的背景、地域の特性、家族内の相互作用を理解する。</p> | <p>① 保護者や家族の生活実態とこれを取り巻く社会環境について理解する</p> <p>② 家族に対する支援について理解する</p> <p>③ 家族システムの理解について理解する</p> <p>④ 子ども・家庭に対する支援における関係機関と専門職の役割について理解する</p> | <p>① 保護者の理解 (DV、精神障害、知的障害、発達障害、依存症、社会的孤立)</p> <p>② 家庭を取り巻く社会環境</p> <p>③ 家族理解 (ステップファミリー等の多様な家族の形態、家族の歴史、家族内力動、家族のライフコース、世代間伝達)</p> <p>④ 家族システムの理解</p> <p>⑤ ジェノグラム、エコマップの理解と活用</p> |
| 5. 子ども家庭福祉—3 (精神保健の課題と支援) | 3 1.5 | <p>2.</p> <p>○ 子どもの障がい、健康状態により、発達の過程が多様であることを理解する。</p> <p>○ 相談支援等に求められる、保健医療領域の法的知識や施策を理解する。</p> | <p>① 現代の精神保健分野の動向と基本的考え方について理解する</p> <p>② ライフサイクルに応じた精神保健の動向を理解する</p> <p>③ 家族に関連する精神保健の課題と支援について理解する</p> <p>④ 精神保健の視点から見た現代社会の課題とアプローチについて理解する</p> <p>⑤ 精神保健に関する発</p> | <p>① 家族関係における暴力のメカニズム</p> <p>② 周産期の精神保健</p> <p>③ トラウマ関連障害とトラウマインフォームドケア</p> <p>④ 社会的孤立と自殺、遺児支援</p> <p>⑤ 精神保健支援を担う機関</p> <p>⑥ 関与する専門職と関係法規</p> <p>⑦ 虐待予防における精神保健の役割</p> |

| | | | | |
|-----------------------------------|------------|--|--|--|
| | | | <p>生予防と対策について理解する</p> <p>⑥ 地域精神保健に関する偏見・差別等の課題について理解する</p> <p>⑦ 専門職等の役割について理解する</p> | |
| 6. 子ども家庭福祉－4 (行政の役割と法制度) | 1.5 1.5 | 2. ○ 相談支援等に求められる、障害福祉等といった関連する領域の法的知識や施策、社会的課題を理解する。 | <p>① 子ども・家庭に関する制度の発展過程について理解する</p> <p>② 子ども・家庭に対する法制度について理解する</p> <p>③ 子ども・家庭に関する行政機関の役割を理解する</p> | <p>① こども家庭福祉制度の発展過程</p> <p>② こども家庭福祉に関する法制度ならびに関連領域の法制度（児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、民法、養子縁組あっせん法、DV防止法、生活困窮者支援法など）</p> <p>③ 国、都道府県・児童相談所、市町村の役割と相互の連携協働</p> |
| 7. 子どもの心身の発達、母子保健と小児医療、児童精神科医療の基礎 | 1.5 1.5 | 2. ○ 子どもの身体的な発達段階に関する正しい知識や発達上のニーズを理解する。 ○ 子どもの障がい、健康状態により、発達の過程が多様であることを理解する。 ○ 相談支援等に求められる、保健医療領域の法的知識や施策を理解する。 | <p>① 子どもの身体的な成長発達を理解する</p> <p>② 障害理解と発達支援について理解する。</p> <p>③ ライフステージにおける心身の変化と健康課題について理解する</p> <p>④ 健康及び疾病の捉え方について理解する</p> <p>⑤ 身体構造と心身機能について理解する</p> <p>⑥ 疾病と障害の成り立ち及び回復過程について理解する</p> <p>⑦ 周産期、母子保健、保健医療対策について理</p> | <p>① 慢性疾患、障害の理解と支援（小児慢性疾患、身体障害、知的障害、発達障害など）</p> <p>② 母子保健法、障害者総合支援法、発達障害者支援などの法制度</p> <p>③ 小児科学と児童精神医学</p> <p>④ 親支援・ペアレンティングプログラム</p> |

| | | | | |
|--|------------|---|---|---|
| 8. 子どもの心理的発達と性的行動 | 3 1.5 | 2. ○ 子どもに関する様々な相談支援等を行うに当たっては、子どもの心理的な発達段階に関する正しい知識や発達上のニーズを理解する。 | 解する ① 心理学の視点について理解する ② 人の心の基本的な仕組みと機能について理解する ③ 人の心の発達過程について理解する ④ 心理学の理論を基礎としたアセスメントと支援の基本について理解する ⑤ こども虐待とその心理的影響を理解する | ①子どもの心理発達 ②性の発達と性的アイデンティティ ③アタッチメントとアタッチメント障害 ④子ども虐待とトラウマ、解離、発達への影響 ⑤喪失体験と悲嘆 ⑥心理アセスメントと心理的支援 ⑦性被害と性加害、性的問題行動 |
| 9. 社会的養育の理念と社会的養護を必要とする児童に対する支援 | 3 4.5 | 2. ○ 一時保護施設や里親、児童養護施設等の社会的養護の枠組みについて理解する。 | ① 社会的養育の理念について理解する ② 専門職等の役割について理解する | ①社会的養育の理念（パーマネンシー保障、社会的養護における運営・養育指針） ② 施設ケア、里親ケア・里親支援センター ③ 養子縁組と養子縁組あっせん機関 ④ 自立支援計画と親子関係再構築支援 ⑤ 移行（措置変更）と移行支援 ⑥ ケアリーバー支援、児童自立生活援助 ⑦ ライフストーリーワーク |
| 10. 少年非行 ※ひとり親支援と少年非行を同じ項目にすると大きな誤解を生む危険性がある。 | 1.5 1.5 | 2. ○ 一時保護施設や里親、児童養護施設等の社会的養護の枠組みについて理解する。 ○ 相談支援等に求められる、関連する領域の法的知識や施策を理解する | ① 児童養護施設等における自立支援やケアリーバーへの自立支援について理解する ② ひとり親家庭が置かれた状況や課題について理解する ③ 少年非行の現状と背景について理解する ④ 専門職等の役割について理解する | ① 少年非行の現状と心理的・社会的背景等 ② 児童福祉法と少年法との関係 ③ 専門職等の役割 |

| | | | | |
|---------------|------------|---|---|---|
| | | る。 | て理解する ⑤ 児童福祉法と少年法との関係について理解する | |
| 1 1. 貧困に対する支援 | 1.5 1.5 | 2. ○ 相談支援等に求められる、貧困等といった関連する領域の法的知識や施策を理解する。 | ① 貧困の概念について理解する ② 貧困状態にある人の生活実態とこれを取り巻く社会環境について理解する(貧困が子どもに及ぼす心理社会的影響の理解を含む) ③ 貧困に対する法制度について理解する ④ 貧困に対する支援における関係機関と専門職の役割について理解する(子どもの貧困対策における学校の役割理解を含む) | ①貧困の概念 ②貧困状態にある人の生活実態 ③貧困状態にある人を取り巻く社会環境 ④貧困状態にある人に対する福祉の理念 ⑤貧困に対する法制度 ⑥国、都道府県、市町村の役割 ⑦福祉事務所の役割、自立相談支援機関の役割 ⑧関連する専門職等の役割 |
| 1 2. 保育 | 1.5 1.5 | 2. ○ 相談支援等に求められる、保育等といった関連する領域の法的知識や施策を理解する。 | ① 保育における養護の理念や、保育制度や保育士に求められる役割、専門性について理解する ② 子ども・家庭が抱える課題と保育制度の関連性について理解する | ① 保育における養護の理念やねらい等の理解 ② 保育制度や保育士に求められる役割、専門性の理解 ③ 子ども・家庭が抱える課題と保育制度の関連性の理解 |
| 1 3. 教育 | 3 1.5 | 2. ○ 相談支援等に求められる、教育等といった関連する領域の法的知識や施策を理解する。 | ① 今日の学校教育現場が抱える課題とその実態について理解する ② スクール・ソーシャルワークの発展過程・実践モデル・支援方法について理解する | ①児童生徒を取り巻く学校・家庭・地域の情勢(いじめ、不登校) ②学校におけるソーシャルワークの価値・倫理や役割、活動の内容(障害等個人が持つ課題への合理的配慮) ③スクールソーシャルワークの実践モデル |

| | | | | |
|--------------------------------------|----------|---|---|---|
| | | | て理解する ③ 公教育の目的と意義について理解する ④ 教育の場としての学校の理解について理解する ⑤ 教員の職務の全体像について理解する ⑥ チーム学校運営について理解する | ④スクールソーシャルワークの個別支援の視点、集団支援の視点 ⑤スクールソーシャルワークの学校・家庭・地域共同支援 ⑥公教育の目的と意義 ⑦教育の場としての学校の理解 ⑦ 教員の職務の全体像 ⑧ チーム学校運営 |
| 14. 児童虐待とケースマネジメント(子どもの安全確保を目的とした対応) | 3 7.5 | 3. ○ 面接技術を習得し、要支援者が置かれている状況を正しく理解するためのアセスメントを行い、それに基づく支援や支援状況の確認、支援方針の再検討を行う。虐待やネグレクト等の状況下に置かれている子どものアセスメントに当たり、危機管理の視点に立ったリスク評価と子どもの育ちに必要なニーズ把握を適切に行い、子育て支援サービスの提供や一時保護等の措置等の支援方針につなげる。 ○ 子どもの権利が侵害されている場合には、子どもの安全確保を目的とした対応や関係機関との協働等について、危機介入の観点から迅速かつ適切に | ①ケースマネジメントについて理解する ② 行政権限の理解と行使について理解する ③ 子どもに対する面接等の技術について理解する ④ 家族への支援について理解する ⑤ 重大事例について理解する | ① 子どもの安全確保を目的とした対応の方法(抵抗や拒絶への理解、子どものトラウマとそのケア) ②行政権限の理解と行使 ③ケースマネジメントのプロセスとその理解 ・ケースの発見 ・インテーク(エンゲージメント) ・アセスメント ・プランニング ・支援の実施 ・モニタリング ・支援の終結と事後評価 ・アフターケア ④子どもや保護者に対する面接技術 ⑤重大事例の検討 |

| | | | | |
|---|------------|---|---|---|
| | | 行う。 | | |
| 15. こども家庭福祉とソーシャルワーカー1 (児童や家庭への相談支援等やその技術) | 1.5 7.5 | 3. ○ コミュニケーション能力を高め、面接技術を習得する。 ○ 子どもの自立も含めた長期的な視点を持つ。 | ① ケースマネジメントについて理解する ② 子どもに対する相談支援等について理解する ③ 子どもに対する面接等の技術について理解する ④ 子どもへのケアについて理解する | ① 子ども・保護者に対する相談支援等 ② ケースマネジメントのプロセスとその理解 ・ケースの発見 ・インテーク (エンゲージメント) ・アセスメント ・プランニング ・支援の実施 ・モニタリング ・支援の終結と事後評価 ・アフターケア ③ 地域子ども・子育て支援事業の活用とサポートプラン ④ 子どもや保護者への面接技術 (解決志向アプローチなど) ⑤ 子どもへのケア |
| 16. こども家庭福祉とソーシャルワーカー2 (地域を基盤とした多職種・多機関連携による包括的支援体制の構築) | 1.5 7.5 | 3. ○ 地域の支援者や関係機関との協働の意義を理解し、推進する。 要支援者に対して相談支援等を行うに当たっては、要支援者に必要な支援内容に応じて、関連分野のサービスを提供する支援者や関係機関と効果的な協働を図る。また、子ども | ① 多職種連携による子ども家庭支援について理解する ② 地域を基盤とした子どもへの包括的支援と支援体制の構築 ③ 多職種連携に関する支援の実際 | ①多職種・多機関連携による支援 (重層的支援体制整備を含む) ②地域における子どもの生活と地域の見守り ③不足する資源やシステムの開発・ソーシャルアクション ④多職種連携に関する支援の実際 社会的養護を必要とする児童 (児童福祉施設等、里親家庭等、養子縁組) / 自立支援 (成年後見制度等、障害者福祉制度、年金制度、居住支援、就労支援等) / ひとり親家庭/少年非行 (司法機関 (警察、検察、鑑別所、家庭裁判所等)) / 保育/教育/貧困/精神保 |

| | | | | |
|--|------------|---|---|---|
| | | もを中心に置いた、多職種、多機関協働をコーディネートする能力を身に着け、実践する。 | | 健 |
| 17. こども家庭福祉とソーシャルワーカー3 (組織の運営管理) (ソーシャルワークション) | 1.5 7.5 | 3. ○ 組織対応の意義を理解し、推進する。組織の中での自らの役割を認識し、組織としての方針決定に貢献するとともに、組織的な改善に努める。 ○ 社会資源の開発や開拓、施策展開 | ① 判断過程においては、個人の常識や組織の環境等の要因により、判断に偏りが生じることを理解する ② 重大なミスを防ぐための安全文化を理解する ③ 組織マネジメントを理解する ④ 組織内のスーパービジョンを理解する ⑤ 組織における人材の育成と支援 (メンタルヘルス) を理解する | ①判断過程における、個人の常識や組織の環境等の要因による判断の偏り ②重大なミスを防ぐための安全文化 ③組織マネジメント ④組織内のスーパービジョン ⑤スーパービジョンの活用 ⑥心理的安全性とメンタルヘルス ⑦子ども家庭ソーシャルワーカーとしてのソーシャルアクション |